

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならぬ。

（施設の使用の停止等）

第四十三條の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三條の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三條の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運轉若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移轉、発電用原子炉の運

転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

- 2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反しているとき、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。

(保安規定)

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。

以下この条において同じ。)を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

- 3 原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止のため必要があるとき、発電用原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 発電用原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の三の二十四第五項」と読み替えるものとする。

（発電用原子炉の譲受け等）

第四十三条の三の二十五 発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 第四十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一

体としての施設を譲り受けた者は、当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の地位を承継する。

(発電用原子炉主任技術者)

第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するものうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 第四十条第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、第四十二条第二項中「試験研究用等原子炉の」とあるのは「発電用原子炉の」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、

原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始

する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第四十三条の三の二十八 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「製

「鍊施設」とあるのは「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。

(発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明)

第四十三條の三の二十九 原子力規制委員会は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三條の三の六第一項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三條の三の六第一項第四号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三條の

三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならぬ。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手續その他型式証明に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。  
(発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定)

第四十三条の三の三十 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の安全性の増進を図るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器（以下「型式設計特定機器」という。）をその型式について指定する。

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定

することによつて行う。

- 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
- 二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。
- 三 均一性を有するものであること。
- 四 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。
- 五 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 六 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。
  - 一 指定外国機器製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

二 原子力規制委員会がこの法律を施行するために必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三 原子力規制委員会がこの法律を施行するために特に必要があると認めてその職員に指定外国機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

7 第一項の指定の手續その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。  
(運転の期間等)

第四十三条の三の三十一 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる

る。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

(発電用原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三條の三の三十二 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、当該発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃

止措置」という。)を講じなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可は、第四十三条の三の三十二第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三条の三の三十三 発電用原子炉設置者が第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定によ

り許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の三の十八第一項若しくは第四十三條の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等（第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された発電用原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の三の十八第一項若しくは第四十三條の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十三條の三の十四から第四十三條の三の十六まで、第四十三條の三の二十一から第四十三條の三の二十四まで及び第四十三條の三の二十六から第四十三條の三の二十八までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお発電用原子炉設置者とみなす。

2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子

力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中

「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第二項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは「第四十三條の三の三十二第三項において準用する前條第四項」と、同條第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同條第九項中「前條第八項」とあるのは「第四十三條の三の三十二第三項において準用する前條第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の三の三十三第一項」と、「加工事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「第十六條の五」とあるのは「第四十三條の三の十四から第四十三條の三の十六まで」と読み替えるものとする。

第四十三條の四第一項中「。第七十三條において同じ」を削り、「原子炉施設内」を「発電用原子炉施設内」に、「第七十七條第六号の二」を「第七十七條第六号の五」に、「原子炉設置者」を「試験研究用

等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、「原子炉施設、」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、」に改める。

第五十一条の二第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第五十二条第一項第三号中「原子炉設置者及び外国原子力船運航者」を「試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者」に改める。

第五章の三の次に次の一章を加える。

#### 第五章の四 原子力事業者等の責務

第五十七条の九 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）は、この

法律の規定に基づき、原子力施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。

第五十八条第一項中「製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）を「原子力事業者等」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第六十一条第一号及び第二号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同条第三号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「加工事業者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改め、「第四十三条の三の三第二項」の下に「第四十三条の三の三第三第二項」を、「第四十三条の三の三第三第二項」に改め、「第四十三条の三の三第四項」の下に「第四十三条の

三の三十三第四項」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同条第六号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同条第五号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 発電用原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の発電用原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

第六十一条の七中「第六十八条第十五項から第十八項まで」を「第六十八条第十六項から第十九項まで」に、「及び第五項」を「第三項及び第六項」に改める。

第六十一条の二十三の二第二号中「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項」に、「第六十八条第十

五項若しくは第十六項」を「第六十八条第十六項若しくは第十七項」に改める。

第六十二条の二第二項中「第二十三条第一項」の下に、「第四十三条の三の五第一項」を加える。

第六十二条の三中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同条第一号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改める。

第六十四条第三項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、一号中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「発電用原子炉設置者」を加え、「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等」に改める。

第六十四条の二第一項中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改める。

第六十五条第一項中「並びに検査」の下に「審査」を加え、同項第一号中「第二十八条第三項」を「第四十三条の三の十一第三項」に、「含む。」及び「を」を含む。）、「」に、「第二十九条第三項」を「第四

十三条の三の十五第二項」に、「に規定する検査」を「及び第四十三條の三の十二第六項に規定する検査」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十三條の三の十三第三項及び第四十三條の三の十六第四項に規定する審査 原子力規制委員会  
第六十七條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による報告の徴収のほか、第四十三條の三の三十第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により型式設計特定機器の型式について指定を受けた者に対し、必要な報告をさせることができる。

第六十七條の二第二項中「第二十九條まで」の下に「、第四十三條の三の十一、第四十三條の三の十二、第四十三條の三の十五」を加え、同條第三項中「第三十七條第五項」の下に「、第四十三條の三の二十四第五項」を加え、同條第四項中「第四十三條の二第二項」の下に「、第四十三條の三の二十七第二項」を加える。

第六十八條第二項中「第二十八條の二第一項」の下に「、第四十三條の三の十三第一項」を加え、同條

第十九項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十八項を第十九項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第四十三条の三の九第一項、第四十三条の三の十第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項、第四十三条の三の十三第一項、第四十三条の三の十五第一項、第四十三条の三の十六第一項、第四十三条の三の二十四第五項及び第四十三条の三の三十第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬

施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第六十八条の二中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

第六十九条第一項中「第三十三条第二項」の下に「、第四十三条の三の二十第二項」を加え、「原子炉」を「試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉」に改め、同条第二項中「第四十三条の三第二項」の下に「、第四十三条の三の二十八第二項」を、「第四十一条第三項」の下に「、第四十三条の三の二十」を加える。

第七十一条第一項中「第二十六条の二第一項若しくは」を「第二十六条の二第一項、」に改め、「若しくは第二項」の下に「、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項」を、「第三十一条第一項」の下に「若しくは第四十三条の三の十八第一項」を加え、同条第三項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外国原子力船運航者」の下に「、発電用原子炉設置者」を、「第三十九条第一項若しくは第二項」の下に「、第四十三条の三の五第一項、

第四十三條の三の二十五第一項」を加え、同条第四項中「第六十八條第六項及び第十一項」を「第六十八條第七項及び第十二項」に改め、同条第五項中「第三十六條第一項」の下に「第四十三條の三の八第六項、第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三第一項」を加え、「及び」を「の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三條の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、」に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設」に改める。

第七十二條第一項中「第四十三條の二第一項」の下に「第四十三條の三の二十七第一項」を加え、同条第二項中「第四十三條の二第二項」の下に「第四十三條の三の二十七第二項」を、「第四十三條の三の第一項」の下に「第四十三條の三の二十二第二項、第四十三條の三の二十八第一項」を加え、同条第四項中「第六十八條第六項及び第十一項」を「第六十八條第七項及び第十二項」に改め、同条第五項中「第三十九條第一項若しくは第二項」の下に「第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の八第一項、第四十三條の三の二十五第一項」を、「第三十三條」の下に「第四十三條の三の二十」を、「第四十三條の二第二項」の下に「第四十三條の三の二十七第一項」を、「第四十三條の三の二第三項」の下に「

第四十三條の三の三十二第三項」を、「第四十三條の三の三第四項」の下に、「第四十三條の三の三十三第四項」を、「第四十三條の二第二項」の下に、「第四十三條の三の二十七第二項」を、「第四十三條の三第二項」の下に、「第四十三條の三の二十八第二項」を加える。

第七十三條を次のように改める。

#### 第七十三條 削除

第七十五條第一項第二号中「若しくは第二項」の下に、「第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の八第一項、第四十三條の三の二十五第一項」を加え、同項第三号中「第四十三條の三の二第三項」の下に、「第四十三條の三の三十二第三項」を、「第四十三條の三の三第四項」の下に、「第四十三條の三の三十三第四項」を、「第四十二條の三の三第二項」の下に、「第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の三の三十一第四項、第四十三條の三の三十二第二項、第四十三條の三の三十三第二項」を加え、同項第四号中「第二十九條第一項」の下に、「第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三條の三の十五第一項」を加え、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第四十三條の三の二第三項」の下に、「第四十三條の三の三十二第

三項」を、「第四十三條の三の三第四項」の下に、「第四十三條の三の三十三第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第四十三條の三の二十九第一項の型式証明又は第四十三條の三の三十第一項の指定を受けようとする者

第七十五條第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 第四十三條の三の十三第三項又は第四十三條の三の十六第四項の審査を受けようとする者

第七十七條第四号、第五号及び第六号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中第六号の二を第六号の五とし、第六号の次に次の三号を加える。

六の二 第四十三條の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者

六の三 第四十三條の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六の四 第四十三條の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体

としての施設を譲り受けた者

第七十八條第一号の二中「第三十六條第二項」の下に、「第四十三條の三の二十三第二項」を加え、同

条第二号中「第三十七条第一項」の下に「、第四十三條の三の二十四第一項」を加え、同条第三号中「第三十七条第三項」の下に「、第四十三條の三の二十四第三項」を加え、同条第四号中「第三十七条第六項」の下に「、第四十三條の三の二十四第六項」を加え、同条第四号の二中「第四十三條の二第一項」の下に「、第四十三條の三の二十七第一項」を加え、同条第四号の三及び第四号の四中「第四十三條の二第二項」の下に「、第四十三條の三の二十七第二項」を加え、同条第五号中「第四十三條の三第一項」の下に「、第四十三條の三の二十八第一項」を加え、同条第五号の三中「第四十三條の三の二第二項」の下に「、第四十三條の三の三十二第二項」を加え、同条第五号の四中「第四十三條の三の二第三項」の下に「、第四十三條の三の三十二第三項」を加え、同条第五号の五中「第四十三條の三の三第二項」の下に「、第四十三條の三の三十三第二項」を加え、同条第五号の六中「第四十三條の三の三第三項」の下に「、第四十三條の三の三十三第三項」を加え、同条第五号の七中「第四十三條の三の三第四項」の下に「、第四十三條の三の三十三第四項」を加え、同条第八号中「第二十九条第一項」の下に「、第四十三條の三の十五第一項」を加え、同条第八号の二中「第三十六条第一項」の下に「、第四十三條の三の二十三第一項」を加え、同条第十二号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同条第十三号の二中「原子炉」を

「試験研究用等原子炉」に改め、同号の次に次の七号を加える。

十三の三 第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更した者

十三の四 第四十三条の三の十一第一項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用した者

十三の五 第四十三条の三の十二第一項又は第四項の規定に違反して燃料体を使用した者

十三の六 第四十三条の三の十三第一項又は第四十三条の三の十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十三の七 第四十三条の三の十三第三項又は第四十三条の三の十六第四項の規定による審査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三の八 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反した者

十三の九 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

第七十九条第一号中「第三十四条」の下に、「第四十三条の三の二十一」を加える。

第八十条第八号中「第六十八条第十九項」を「第六十八条第二十項」に改め、同条第十号中「第四項又は第五項」を「第三項、第五項又は第六項」に改め、同条第十一号中「第四項まで又は第十二項」を「第五項まで又は第十三項」に改め、同条第十二号中「第六十八条第十三項」を「第六十八条第十四項」に改める。

第八十条の四第一号中「第六十七条第三項」を「第六十七条第四項」に改め、同条第二号中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改める。

第八十一条第二号中「第十四号」を「第十三号の三から第十三号の七まで、第十四号」に改める。

第八十二条第二号中「第四十三条の三第二項」の下に、「第四十三条の三の二十八第二項」を加え、同条第五号中「第三十条」の下に、「第四十三条の三の十七」を加え、同条第六号中「第四十条第二項」の下に「(第四十三条の三の二十六第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の十九第二項」を加える。

第八十五条第一項第一号中「及び第四項」を「及び第五項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第十八条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の三の三十三」を「第四十三条の三の三十四」に改める。

第四条第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第八条の見出しを「(合併及び分割)」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る製錬の事業の全部を承継させる場合に限る。)」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により製錬の事業の全部を承継した法人」を加える。

第十三条第二項に次の二号を加える。

五 加工施設における放射線の管理に関する事項

六 加工施設において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。)になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び

## 体制の整備に関する事項

第十四条第一号中「その」を「重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第二十一条の二第一項及び第二十二条の七の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の」に改め、「及び経理的基礎」を削り、同条第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

第十六条第一項中「又は第三号」を「、第三号、第五号又は第六号」に改める。

第十六条の二第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第十三条第一項」を「加工施設に関する設計及び工事の方法が第十三条第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「加工施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十六条の三第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第十六条の四の二の」に改める。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

（加工施設の性能の維持）

第十六条の四の二 加工事業者は、加工施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその加工施設を維持しなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第十六条の五第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改める。

第十八条の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る加工の事業の全部を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により加工の事業の全部を承継した法人」を加え、同条第二項中「及び」の下に「第二号並びに」を加える。

第二十一条の二第一項中「措置」の下に「（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）」を加える。

第二十一条の三第一項中「原子力規制委員会は」の下に「加工施設の位置、構造若しくは設備が第十四条第三号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第十六条の五第二項」を「第十六条の四の二」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第二十二条の二第一項中「有する者」の下に「であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもの」を加える。

第二十二条の七の次に次の一条を加える。

（加工施設の安全性の向上のための評価）

第二十二条の七の二 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該加工施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該加工施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する事項

イ 第十六条の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項

3 加工事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、

次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした加工事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 加工事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第二十二条の九第一項中「同じ。」は「」の下に「、第十六条の四の二」を加え、「第二十二条の七まで」を「第二十二条の七の二まで」に改め、同条第四項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」に改める。

第二十四条第一項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第二十七条第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第二十三条第一項」を「試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が第二十三条第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に

改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第二十八条第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第二十八条の三の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。

(試験研究用等原子炉施設の性能の維持)

第二十八条の三 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその試験研究用等原子炉施設を維持しなければならない。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

第二十九条第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

第三十一条の見出しを「(合併及び分割)」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る全ての試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。)」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により当該試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人」を加える。

第三十六条第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、試験研究用等原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第二十四条第一項第三号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第二十九条第二項」を「第二十八条の三」に改め、「ときは、」の下に「その」を、「対し、」の下に「当該」を加える。

第四十三条の三の三第一項中「同じ。」の下に「、第二十八条の三」を加え、同条第四項中「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二条の七の二」に、「第二十九条」を「第二十八条の三及び第二十九条」に改める。

第四十三条の三の六第一項第三号中「第四十三条の三の二十二第一項」の下に「及び第四十三条の三の

二十九第二項第二号」を加え、同条第二項中「第四十三條の三の二十九第一項」を「第四十三條の三の三十第一項」に改める。

第四十三條の三の九第四項及び第四十三條の三の十第六項中「第四十三條の三の三十第一項」を「第四十三條の三の三十一第一項」に改める。

第四十三條の三の十四ただし書、第四十三條の三の十五第一項ただし書、第四十三條の三の十六第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第四十三條の三の十七ただし書中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第四十三條の三の二十第二項第十二号中「第四十三條の三の三十一第二項」を「第四十三條の三の三十二第二項」に改め、同項第十三号中「第四十三條の三の三十一第四項」を「第四十三條の三の三十二第四項」に改め、同項第十四号中「第四十三條の三の三十二第一項」を「第四十三條の三の三十三第一項」に改め、同項第十五号中「第四十三條の三の三十二第二項」を「第四十三條の三の三十三第二項」に改める。

第四十三條の三の三十三第一項中「第四十三條の三の二十八まで」を「第四十三條の三の二十九まで」に改め、同条第四項中「第四十三條の三の三十三第二項」を「第四十三條の三の三十四第二項」に、「第

四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に、「第四十三条の三の三十三第一項」を「第四十三条の三の三十四第一項」に、「第十六条の五」を「第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二條の七の二」に改め、「第四十三条の三の十六まで」の下に「及び第四十三条の三の二十九」を加え、同条を第四十三条の三の三十四とする。

第四十三条の三の三十二第三項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条を第四十三条の三の三十三とする。

第四十三条の三の三十一を第四十三条の三の三十二とし、第四十三条の三の三十を第四十三条の三の三十一とし、第四十三条の三の二十九を第四十三条の三の三十とし、第四十三条の三の二十八の次に次の一条を加える。

（発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価）

第四十三条の三の二十九 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三条の三の三十三

第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、

その可能性に関する事項

3 発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

第四十三条の五第一項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、第四十三条の二十六の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

第四十三条の八第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第四十三条の四第一項」を「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が第四十三条の四第一項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十三条の八第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

第四十三条の九第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第四十三条の十の二の」に改める。

第四十三条の十の次に次の一条を加える。

(使用済燃料貯蔵施設の性能の維持)

第四十三条の十の二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するようにその使用済燃料貯蔵施設を維持しなければならない。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

第四十三条の十一第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改める。

第四十三条の十四の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合（当該許可に係る貯蔵の事業の全部を承継させる場合に限る。）」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により貯蔵の事業の全部を承継した法人」を加え、同条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。